

近畿中国森林管理局
コンプライアンス推進行動計画

平成26年7月18日
(令和3年2月8日一部改正)

近畿中国森林管理局コンプライアンス推進行動計画目次

奈良事案再発防止策		広島事案再発防止対策との関連等		頁	
報告書の項目	No	計画事項	区分		
I コンプライアンスの強化	1	コンプライアンス推進本部及び担当官の設置	新規	1	
	2	コンプライアンス意識の強化のための指導の実施	拡充	広島コンプラ強化関連	3
	3	事業者からの予定価格等漏洩の働きかけへの対応	拡充	広島コンプラ強化関連	5
	4	利害関係者との飲食等に係る対応	徹底	広島コンプラ強化関連	7
	5	職場の体質改善	徹底	広島コンプラ強化関連	8
	6	庁舎鍵の適切な管理	徹底	広島コンプラ強化関連	10
II なれ合いの防止	7	人事ローテーションの見直し	拡充	在職期間の短期化	11
III 情報漏洩等 が起る隙の ないシステムの 構築	8	署等の競争契約参加資格審査会の委員の見直し	徹底	秘密情報の管理	12
	9	技術審査会後の決裁ルートの見直し及び技術提案書のマスキング審査	拡充	秘密情報の管理	13
	10	技術評価点の事業担当職員への回覧禁止	徹底	秘密情報の管理	14
	11	電子入札システムの操作者の限定	徹底	秘密情報の管理	15
	12	設計書の決裁ルートの見直し	徹底	秘密情報の管理	16
	13	設計書のアクセス制限の徹底	徹底	秘密情報の管理	17
	14	積算資料等の公表	新規		18
	15	発注見通しの公表の徹底	徹底	入札情報等の開示	19
	16	公表前情報の提供の制限・公表情報の積極的な提供	徹底	業界からの働きかけの防除	20
	17	非違行為を行った事業者に対する罰則の強化	新規		21
	18	不調・不落時等の対応・指導方法の改善	新規		22
IV 競争の確保	19	競争参加資格要件の拡大	新規		23
V O Bに関する措置	20	業界団体等に対する当局退職者の採用の自粛の要請	新規		24
VI 監視・監査の強化	21	入札監視委員会の機能強化	徹底	入札監視委員会、監査等機能強化	25
	22	局監査等の運営等の見直し	徹底	入札監視委員会、監査等機能強化	26

- ※ 1 「奈良事案再発防止策」とは、「奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会報告書（平成26年7月15日奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会提言）」に基づき近畿中国森林管理局が策定する本行動計画をいう。
 2 「広島事案再発防止策」とは、「広島森林管理署事案原因究明委員会報告書（平成24年2月6日近畿中国森林管理局策定）」において取りまとめ実施した方策をいう。
 3 「広島事案再発防止対策との関連等」欄の「区分」は以下による。
 新規：奈良事案再発防止策において新たに策定する計画事項
 拡充：奈良事案再発防止策において広島事案再発防止策から主に新たな取組を拡充する計画事項
 徹底：奈良事案再発防止策において広島事案再発防止策から主に引き続き取組を徹底する計画事項

I コンプライアンスの強化

NO. 1 コンプライアンス推進本部及び担当官の設置

- 【内 容】**
- 1 コンプライアンスを徹底し、再発防止策について継続的に取り組むため、局長を本部長とするコンプライアンス推進本部を設置するとともに、局並びに森林技術・支援センター、森林管理事務所及び森林管理署（以下「森林技術・支援センター、森林管理事務所及び森林管理署」を「署等」という。）における取組に対して外部有識者が指導・助言を行うことにより、コンプライアンス推進体制を整備する。
 - 2 同本部を原則として毎月開催し、各種取組の企画、進捗・定着状況の把握、問題点の検証、対策の改良等を審議するとともに、PDCAサイクルの機能を担う。
 - 3 コンプライアンスに係る専任の担当官を配置し、
 - ① 各種研修の企画・実施
 - ② 各署等の取組状況の把握・指導
 - ③ 各種対策の企画・実施
 - ④ 管理者のコミュニケーションスキルの向上
 等に係る業務を担う。
 なお、当面は、局監査官がこれを行う。
 - 4 署等においても、コンプライアンス推進体制を整備し、併せて局・署等間の連携を強化する。

【スケジュール】

	取組開始時期	検証方法等
1	7月から対応開始 7月設置	
2	8月から毎月開催	
3	7月に配置	
4	7月から対応開始	

広島再発防止策との関係

新たな対策

関連する広島再発防止策

—

(参考)

コンプライアンス推進体制（イメージ案）
－広島・奈良事案を受けて作成した行動計画をPDCA－

＜コンプライアンス推進本部＞

本部長：局長

本部員：次長、3部長、各課長、外部有識者※

事務局：局長が指名する者（企画調整課監査官）

運営：原則として毎月開催（ただし、外部有識者は半年に1回程度参加）

審議・取組事項

- 1 コンプライアンス推進体制に関すること
- 2 行動計画に関すること
 - (1) 各種取組の実施と進行管理
 - (2) 取組内容の確認と評価、改善等
- 3 コンプライアンスに係る文書の発出、研修、点検、監査等に関すること
- 4 発注者綱紀保持委員会、入札監視委員会等各種委員会との調整に関する
こと
- 5 疑義情報に関すること
- 6 その他必要な事項

※ 外部有識者は、局・署等の取組状況をチェックし、改善の必要性等
について議論し、本部長に対し助言。

各種取組の指示・指導

実施状況や要望等の報告

＜署等における推進体制＞

推進責任者：署長（所長）

推進担当者：次長（副所長、調整官）

推進員：各署等の実態により必要に応じて適宜指名

運営：必要に応じて適宜打ち合わせ

取組事項

- 1 行動計画に基づく取組の実行に関すること
- 2 実行内容の確認と報告に関すること
- 3 各種取組の改善要望等の把握と報告に関すること
- 4 倫理や綱紀保持等に関すること
- 5 疑義情報の把握と報告に関すること
- 6 その他必要な事項

NO. 2 コンプライアンス意識の強化のための指導の実施

- 【内 容】
- 1 事業者からの質問等について、森林土木工事の入札に係るQ & A や不当な働きかけに該当するもの、しないものについて、判断が難しい身近で具体的な事例のポケット版を作成・配布するなどにより職員間での意識の共有を図る。
 - 2 事業者との適正な対応について周知徹底するため、次の事項に取り組む。
 - ① 身近な事例を取り入れた資料を作成し、会議、研修の度に繰り返し指導する。
 - ② コンプライアンスに係る講習会等を定期的で開催し、全職員が毎年1回以上必ず参加する。
 - ③ 各種マニュアル、ポケット版のパーツごと及び不当な働きかけ一覧表等を一定期間掲示板等に掲載し(例えば、8月は「秘密保持情報とは」とするなど)、継続的に注意を促す。
 - ④ 発注者綱紀保持に係るQ & Aを作成し、周知する。
 - ⑤ 日々の業務の中でコンプライアンスを周知徹底する手法(例えば、メールの署名に標語を記載するなど)について局署等職員からアイデアを募集し、効果のあるものについてはコンプライアンス本部を通じて各署等へ普及する。
 - ⑥ 人事評価項目に倫理・コンプライアンスの確保を必須とし、期末面談で確認する。
 - 3 局長を始めとする局幹部により、各署等の巡回指導を当面の間、概ね年2回の頻度(今年度は9月までに1回、年度末までにもう1回)で行い、繰り返しコンプライアンス周知徹底を図る。また、その際には、署等ごとの実情に応じた指導を行うとともに、職員の現場の生の声を直接聞く場を設け、意見交換を行う。
さらに、局幹部等の出張の際等あらゆる機会を利用するなどにより繰り返しコンプライアンスについて徹底する。

【スケジュール】

1	7月に文書発出(森林土木Q & A) 8月に事例ポケット版作成・配布	
2	8月から実施	①～⑤の状況を半年ごと(最初は9月)に取りまとめ、本部※へ報告
3	9月までに初回巡回	

※ 「本部」とは、「コンプライアンス推進本部」のことをいう。以後各個表のスケジュールの検証方法等において同様の記載とする。

広島再発防止策との関係

広島コンプライアンス強化関連の拡充

関連する広島再発防止策

- <NO. 1> 公務員倫理、発注者綱紀保持、外部通報等に係るルールの遵守の徹底
- <NO. 2> 組織として業務を見つめ直す意見交換の機会を設定
- <NO. 3> 非違行為の事例等及び外部通報の内容の職員への周知
- <NO. 4> 発注者綱紀保持マニュアルと業者への対応の周知徹底
- <NO. 7> 外部通報窓口と内部通報ルールの周知徹底
- <NO. 9> 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底の要請
- <NO. 10> 不当な働きかけを行った業者への警告文の発出とHPでの公表
- <NO. 11> 接待の事例を示した行動規範の職員への徹底
- <NO. 12> 違反行為をした場合の組織内の相談先の周知
- <NO. 13> 人事評価項目に倫理・コンプライアンスの確保を必須とし、期末面談で確認
- <NO. 14> 業者への指導でできること・できないことに係るマニュアル等での職員への指導
- <NO. 15> 造林・生産事業の郵便入札及び入札書の提出日以降における予定価格の決定を試行
- <NO. 18> 発注者綱紀保持委員会や入札監視委員会の機能強化、抜き打ち監査等の実施
- <NO. 21> 職場内での報告・連絡・相談の徹底と局に直接連絡する仕組みの作成
- <NO. 22> 外部通報等への対応ルール（林野庁への速やかな報告等）の徹底
- <NO. 23> 通報された職員以外も職員の倫理に関する調査対象として広く調査

NO. 3 事業者からの予定価格等漏洩の働きかけへの対応

- 【内 容】
- 1 事業者・団体との対応状況について、整理表を作成し、記録方法を明確にした上で記録するとともに、署次長等がその整理表を定期的に確認し、不当な働きかけをチェックする。
 - 2 不当な働きかけの排除の強化に資するよう、次の事項に取り組む。
 - ① 事業者を集めた説明会・意見交換会のみならず、契約時においても発注者綱紀保持について要請を行う。
 - ② 事業者を集めた説明会・意見交換会等において不当な働きかけにより氏名等を公表した事例の紹介や入札制度の趣旨、手続について周知徹底する。
 - ③ 国家公務員倫理週間及び農林水産省倫理啓発週間中に、関係事業者等に対し倫理パンフレット等を配布するなど公務員倫理について周知する。
 - ④ 事業者から寄せられた質問と回答について、Q & A方式にしてHPで公表することを徹底する。
 - 3 事業者からの質問等について、森林土木工事の入札に係るQ & Aや不当な働きかけに該当するもの、しないものについて、判断が難しい身近で具体的な事例のポケット版を作成・配布するなどにより職員間での意識の共有を図る。
 - 4 発注者綱紀マニュアルの発注事務担当職員向けチェックポイント表を作成・活用することとし、活用状況等について定期的な点検、必要に応じた見直しを行う。

【スケジュール】

1	8月に文書発出 9月から記録	9月から、当面3か月ごとに各署での記録を報告。半年ごとに、問題点等を本部へ報告 半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告 半年ごとに本部へ提出
2	—	
3	(NO. 2-1参照)	
4	9月に作成・配布	

広島再発防止策との関係

広島コンプライアンス強化関連の拡充

関連する広島再発防止策

<NO. 1> 公務員倫理、発注者綱紀保持、外部通報等に係るルールの遵守の徹底
<NO. 4> 発注者綱紀保持マニュアルと業者への対応の周知徹底

- <NO. 7> 外部通報窓口と内部通報ルールの周知徹底
- <NO. 9> 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底の要請
- <NO. 10> 不当な働きかけを行った業者への警告文の発出とHPでの公表
- <NO. 14> 業者への指導でできること・できないことに係るマニュアル等での職員への指導
- <NO. 17> 業者からの入札に係る質問を書面に限定、質問と回答のHP掲載

NO. 4 利害関係者との飲食等に係る対応

- 【内 容】
- 1 国家公務員倫理規程（以下「倫理規程」という。）について職員・事業体に対して、それぞれ会議、研修の度に繰り返し指導・要請し、周知徹底する。
また、職場内研修では職員ごとに利害関係者をリストアップし、職員間で共有するなどの取組も試行する。
 - 2 年に2回、職員のコンプライアンスの定着状況等についてアンケート（今回の聴取り調査の設問等）を行う
また、人事評価項目に倫理・コンプライアンスの確保を必須とし、期末面談で確認する。
 - 3 各種会議、研修において、倫理規程違反に伴う処分事例や接待の事例を示しつつ、厳しい処分について説明し、職員に周知徹底する。
 - 4 飲食の事前届出については、「事前」が原則であるが、事後の速やかな報告についても受理するなどの対応が可能である旨周知徹底する。また、届出については局・署等ごとに一覧表に整理し、情報共有する。
 - 5 割り勘での飲食について、必ず領収書を提示させ自己負担分が過少となっていないか（全ての費用による割り勘か）の確認を徹底する。

【スケジュール】

1	7月にリストアップ	毎年3月、状況を本部へ報告 半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
2	12月にアンケート	
3	—	6月から、四半期ごとに直前の四半期分の届出状況を本部へ報告
4・5	7月に文書発出	

広島再発防止策との関係

広島コンプライアンス強化関連の徹底

関連する広島再発防止策

- <NO. 1> 公務員倫理、発注者綱紀保持、外部通報等に係るルールの遵守の徹底
- <NO. 3> 非違行為の事例等及び外部通報の内容の職員への周知
- <NO. 9> 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底の要請
- <NO. 11> 接待の事例を示した行動規範の職員への徹底
- <NO. 13> 人事評価項目に倫理・コンプライアンスの確保を必須とし、期末面談で確認
- <NO. 21> 場内での報告・連絡・相談の徹底と局に直接連絡する仕組みの作成

NO. 5 職場の体質改善

- 【内 容】
- 1 職員に対し、噂であっても職員に係る不適切な情報を入手した場合や事業者の談合の噂を見聞きした場合は、速やかに通報して情報共有することを徹底するため、次の事項に取り組む。
 - ① ホットラインの電話番号の掲示等による周知
 - ② 通報(外部、内部)を受けた際の局の情報共有等対応ルールを整備・明確化

通報(外部、内部)の受付者(局総務課長)は、情報の具体性、信憑性にかかわらず、上部機関に報告するとともに、情報共有を図り、必要な調査を実施するなど、現行の通報ルールに則って処理することを局・署等において、再徹底する。
 - 2 通報ルールや事例を含めた職場管理(リーダーシップの発揮、部下等との打合せなど)に関する研修資料を作成し、その資料を用いて管理職、新任の総括森林整備官・総括治山技術官を対象にした研修等を実施し、管理監督者に職場管理の重要性、管理監督者が持つべき意識について周知徹底するとともに、研修資料等を掲示板等に掲載し、全ての職員にも職場管理の重要性を認識させる。
 - 3 職場の上司が日常のコミュニケーションにより信頼関係を築き、何でも相談できる職場環境づくりに努めるため、次の事項に取り組む。
 - ① 署等でのグループごとの話し合いの場や現場での意見交換の場を設け、署長、次長等とともに当面の課題やその対応等について議論する
 - ② 工事等の監督職員等の現場出張の際の報告を徹底する。
 - 4 局長をはじめとする局幹部により、各署等の巡回指導を概ね年2回の頻度(今年度は9月までに1回、年度末までにもう1回)で行い、繰り返しコンプライアンスについて周知徹底を図る。また、その際には、署等ごとの実情に応じた指導を行うとともに、職員の現場の生の声を直接聞く場を設け、意見交換を行う。
さらに、局幹部等の出張の際等あらゆる機会を利用するなどにより繰り返しコンプライアンスについて周知する。

【スケジュール】

1	8月にルールを整備	9月から、四半期ごとに通報状況を本部へ報告
2	10月に資料作成	10月の研修から使用 都度状況を本部へ報告
3	10月から実施	半年ごと(最初は9月)に実施状

	4	(NO. 2-3参照)	況を本部へ報告し、取組内容を確認。
広島再発防止策との関係	広島コンプライアンス強化関連の徹底		
関連する広島再発防止策	<NO. 6>新たに局部長、署(所)長、次長に就任した者への内部管理に係る研修等の実施 <NO. 8>新たに管理職に就任した者への研修及び部下への指導方法等の指導 <NO. 12>違反行為をした場合の組織内の相談先の周知 <NO. 21>職場内での報告・連絡・相談の徹底と局に直接連絡する仕組みの作成 <NO. 22>外部通報等への対応ルール(林野庁への速やかな報告等)の徹底 <NO. 23>通報された職員以外も職員の倫理に関する調査対象として広く調査		

NO. 6 庁舎鍵の適切な管理

【内 容】 庁舎の鍵の保管者を限定（署長等、次長等、総括事務管理官等）し、休日等の入庁者は、保管者から鍵を借り受け、入退庁簿に入退庁の日時、目的を記載するとともに、鍵を保管者に返却する。

【スケジュール】

	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
--	---------	------------------------

広島再発防止策との関係

広島コンプライアンス強化関連の徹底

関連する広島再発防止策

<NO. 4>発注者綱紀保持マニュアルと業者への対応の周知徹底
<NO. 21>職場内での報告・連絡・相談の徹底と局に直接連絡する仕組みの作成

Ⅱ なれ合いの防止

NO. 7 人事ローテーションの見直し							
【内 容】	<p>1 同一地域内の異動による事業者とのなれ合い等防止の観点から、同一署等内の同一業務の在職期間は3年以内として、署等の職員の人事異動を適切に実施する。</p> <p>2 広域異動の確保、上司・部下関係の固定化の排除等の状況を整理し、本部に定期的に報告する。</p>						
【スケジュール】	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>来年4月の人事異動から実施</td> <td rowspan="2">定期的に（最初は12月。以降毎年6月）、長期在籍職員の解消の状況を本部へ報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>10月までに現状を整理（以降は6月までに整理）</td> </tr> </table>		1	来年4月の人事異動から実施	定期的に（最初は12月。以降毎年6月）、長期在籍職員の解消の状況を本部へ報告	2	10月までに現状を整理（以降は6月までに整理）
1	来年4月の人事異動から実施	定期的に（最初は12月。以降毎年6月）、長期在籍職員の解消の状況を本部へ報告					
2	10月までに現状を整理（以降は6月までに整理）						
広島再発防止策との関係	在職期間の短期化の拡充						
関連する広島再発防止策	<NO. 5> 契約業務に携わるポストの特定の署・分野の在職期間を短くするなど人事のあり方について検討						

Ⅲ 情報漏洩等が起こる隙のないシステムの構築

<p>NO. 8 署等の競争契約参加資格審査会の委員の見直し</p>								
<p>【内 容】</p>	<p>1 業務・治山グループの発注する工事等に係る競争契約参加資格審査委員は、事業担当職員を除く、署長（所長）、次長（調整官、副所長）、総括事務管理官とし、情報の取扱者の範囲を限定する。</p> <p>2 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。</p>							
<p>【スケジュール】</p>	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>7月に文書発出 8月の審査から実施</td> <td>半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>9月以降の監査から実施</td> <td>定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告</td> </tr> </table>		1	7月に文書発出 8月の審査から実施	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告	2	9月以降の監査から実施	定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告
1	7月に文書発出 8月の審査から実施	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告						
2	9月以降の監査から実施	定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告						
<p>広島再発防止策との関係</p>	<p>秘密情報の管理の徹底</p>							
<p>関連する広島再発防止策</p>	<p><NO.19> 予定価格の決裁者の限定、積算資料等の利用者の限定等を実施</p>							

NO. 9 技術審査会後の決裁ルートの見直し及び技術提案書のマスキング審査

- 【内 容】
- 1 技術審査会の審査資料及び技術審査会決議書は「事業者名及び技術評価点」を非表示とする。(措置済み)
 - 2 技術審査会の決議内容の局長答申については、決裁ルートから事業担当職員を除くよう限定するとともに、「事業者名・技術評価点」を非表示とする。(措置済み)
 - 3 署等への技術評価点通知に当たっては、総括事務管理官扱いとして封筒に入れ密封し、入札日の前日以降予定価格調書との同時決裁時まで開封しないこととする。
 - 4 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1・2	—	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
3	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
4	9月以降の監査から実施	定期的に監査等を実施、状況を本部へ報告

広島再発防止策との関係

秘密情報の管理の拡充

関連する広島再発防止策

<NO.19> 予定価格の決裁者の限定、積算資料等の利用者の限定等を実施

NO. 10 技術評価点の事業担当職員への回覧禁止

- 【内 容】
- 1 総合評価落札方式に係る評価点の決裁ルートについては、事業担当職員を除く、総括事務管理官及び署長等（所長）のみとする。
 - 2 予定価格の決定は、森林管理署等にあつては総括事務管理官及び署長（所長）、森林管理局にあつては経理課長及び局長のみで行うなど決裁者を限定する。（措置済み）
 - 3 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
2	—	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
3	9月以降の監査から実施	定期的に監査等を実施、状況を本部へ報告

広島再発防止策との関係

秘密情報の管理の徹底

関連する広島再発防止策

<NO.19> 予定価格の決裁者の限定、積算資料等の利用者の限定等を実施

NO. 11 電子入札システムの操作者の限定

【内 容】

- 1 電子入札システムに関し、
- ① 当面、当電子入札システムは総括事務管理官及びその補助者（事業担当職員を除く。）のみが操作すること
 - ② 電子入札システムICカードの管理について、金庫又は施錠可能なロッカー等で保管すること（ただし、ダウンロードシステムにおける設計書等資料のアップロードを行う操作については、事業担当職員が行うことができる）
- を徹底する。
- 2 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告 定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告
2	9月以降の監査から実施	

広島再発防止策との関係

秘密情報の管理の徹底

関連する広島再発防止策

<NO.19> 予定価格の決裁者の限定、積算資料等の利用者の限定等を実施

NO. 12 設計書の決裁ルートの見直し

【内 容】

1 設計書の決裁ルートは、

① 署等

ア 審査時：設計者又は検算者、総括治山技術官、総括事務管理官、署長等

イ 修正後の回覧時：設計者又は検算者、総括事務管理官、署長等

② 局治山課等（3月7日から実施済み）

ア 審査時：審査係長、設計指導官、治山技術専門官、課長補佐、治山課長

イ 修正後の回覧時：審査係長、課長補佐、治山課長

等内容に応じて必要最小限（例えば、「修正後の回覧時」は、署等においては設計者、検算者以外の治山担当職員、局においては審査係長以外の係長等を決裁に加えない。）とする。

また、設計書の送付に当たっては、局治山課審査係長又は署等の設計者扱いとして封筒に入れ密封することを徹底する。

2 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況
2	9月以降の監査から実施	を本部へ報告 定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告

広島再発防止策との関係

秘密情報の管理の徹底

関連する広島再発防止策

<NO.19> 予定価格の決裁者の限定、積算資料等の利用者の限定等を実施

NO. 13 設計書のアクセス制限の徹底

- 【内 容】
- 1 積算資料等の利用者の限定の対策について、設計書を施錠可能な箇所に保管、ファイルのパスワード設定（定期的な変更）を徹底する。
 - 2 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
2	9月以降の監査から実施	定期的に監査を実施し、状況を本部へ報告

広島再発防止策との関係

秘密情報の管理の徹底

関連する広島再発防止策

<NO.19> 予定価格の決裁者の限定、積算資料等の利用者の限定等を実施

NO. 14 積算資料等の公表

- 【内 容】
- 1 積算基準、積算単価等について局HPに公表する。(措置済み)
 - 2 各工事の公告に当たり、これまで未公表であった設計書(金額抜き)について、電子入札システムに公表する。(4月以降公告の工事から公表済み)
また、工事数量内訳明細書、特記仕様書等について、特定の製品の指定や「〇〇(製品名)又はこれと同等品」との条件を付す記載を行わないよう徹底する。(措置済み)
 - 3 上記1及び2の公表内容について、事業体との意見交換会等において周知するとともに、他の機関と比べ開示不足の有無等について意見交換を実施する。
 - 4 監査等により定着状況等を把握するほか、実施状況の報告に際し本部においては、他の機関と比べ公表内容に更なる改善の余地がないかを確認・検証するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1・2	—	半年ごと(最初は9月)に実施状況を本部へ報告
3	毎年2回程度開催	年2回の開催後、実施状況を本部へ報告
4	9月以降の監査から実施	定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告 本部で確認・検証

広島再発防止策との関係

新たな対策

関連する広島再発防止策

—

NO. 15 発注見通しの公表の徹底

- 【内 容】
- 1 他の機関の公表時期と比べて、遅れることのないよう、速やかに発注見通しを公表することを徹底するとともに、局HPにその取組を公表する。
 - 2 発注見通しが予算成立日前に署等から局へ送付されてきているかを経理課長・課長補佐が確認するなど、公表に向けた事前準備を徹底する。(平成26年度当初予算に係る森林土木工事の発注見通しの公表は措置済み)
 - 3 発注見通しにおいて、開示する情報は、他の機関で公表されている公共工事の情報を踏まえたものとする。
 - 4 監査等により定着状況等を把握するなどチェック体制の強化を図る。

【スケジュール】

1～3	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
4	9月以降の監査から実施	定期的に監査等を実施し、状況を本部へ報告

広島再発防止策との関係

入札情報等の開示の徹底

関連する広島再発防止策

<NO. 20> 新たな制度の説明資料及び発注見通しについてHP掲載等を実施

NO. 16 公表前情報の提供の制限・公表情報の積極的な提供

<p>【内 容】</p> <p>【スケジュール】</p>	<p>1 個別箇所の予算等公表前の情報提供について、</p> <p>① 外部の特定の者に利するような情報について、その取扱いを定める</p> <p>② 内部においても、情報の取扱い制限を指定することについて指導徹底する。</p> <p>一方、当該情報の公表後は、局HP等により、積極的な情報提供を行う。</p> <p>2 職員から事業者に連絡する場合は、公用の電話を使用するよう周知徹底する。</p> <table border="1" data-bbox="360 786 1394 1021"> <tr> <td data-bbox="360 786 491 891">1</td> <td data-bbox="491 786 877 891">7月に文書発出</td> <td data-bbox="877 786 1394 891">半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 891 491 1021">2</td> <td data-bbox="491 891 877 1021">7月に文書発出</td> <td data-bbox="877 891 1394 1021">半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告</td> </tr> </table>	1	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告	2	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告
1	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告					
2	7月に文書発出	半年ごと（最初は9月）に実施状況を本部へ報告					
<p>広島再発防止策との関係</p>	<p>業界からの働きかけの防除の徹底</p>						
<p>関連する広島再発防止策</p>	<p><NO. 9> 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底の要請</p> <p><NO. 10> 不当な働きかけを行った業者への警告文の発出とHPでの公表</p>						

NO. 17 非違行為を行った事業者に対する罰則の強化

<p>【内 容】</p> <p>【スケジュール】</p>	<p>一般競争入札総合評価落札方式（森林土木工事、簡易型）の評価項目に「企業の信頼性：過去２年間に於いて指名停止等の不誠実な行為がある。」を追加し、非違行為を行った事業者の技術評価点を減ずる。（措置済み）</p> <table border="1" data-bbox="376 504 1410 645"> <tr> <td data-bbox="376 504 507 645"></td> <td data-bbox="507 504 895 645">—</td> <td data-bbox="895 504 1410 645">半年ごと（最初は９月）に実施状況を本部へ報告</td> </tr> </table>			—	半年ごと（最初は９月）に実施状況を本部へ報告
	—	半年ごと（最初は９月）に実施状況を本部へ報告			
<p>広島再発防止策との関係</p>	<p>新たな対策</p>				
<p>関連する広島再発防止策</p>	<p>—</p>				

NO. 18 不調・不落時等の対応・指導方法の改善

- 【内 容】
- 1 工事現場の自然条件を考慮し、不落・不調対策の一環として、早期発注に努めるよう各種会議等において指導徹底する。
 - 2 不調・不落等となった場合、再公告の実施や不落随意契約の締結、繰越制度の活用、工事内容の変更等の事務処理を徹底することとし、これらの具体的な対応方法について、マニュアルを作成し各署等へ通知する。
 - 3 不調・不落等となった工事に係る予算については、繰越制度により予算を有効に活用できること、工事の早期発注は入札の不調・不落対策や工期の確保に繋がることを担当者会議等で署等担当者に対し指導徹底する。また、事業期間が少なくなる年始等には、局と署の担当者の連絡を密に行い、必要な手続や対応策に係る周知を行う。
 - 4 適切な予算管理に向けて、予算・契約を担当する職員を対象に予算制度（繰越制度を含む。）等の周知徹底を図るため会議等を毎年実施する。

【スケジュール】

1・3	7月に担当者会議の実施 年始等に局署担当者間で 意見交換等を実施	毎年（最初は9月）、状況を本部 へ報告
2	7月に文書発出	
4	7月（森林土木）及び5 月（造林、生産）に会議 等を実施	毎年（最初は9月）、状況を本部 へ報告

広島再発防止策との関係	新たな対策
関連する広島再発防止策	—

IV 競争の確保

NO. 19 競争参加資格要件の拡大				
【内 容】	入札参加者の確保のため、競争参加資格要件のうち地域要件を各等級の工事において、工事場所の所在する府県全域又は隣接府県で50km以内に市町村の行政を行う機関が存在する市町村区域から、隣接府県に拡大するとともに、局HPに公表し、早期に適用する。			
【スケジュール】	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>7月に文書発出 8月の公告から実施</td> <td>9月に実施状況を本部へ報告</td> </tr> </table>		7月に文書発出 8月の公告から実施	9月に実施状況を本部へ報告
	7月に文書発出 8月の公告から実施	9月に実施状況を本部へ報告		
広島再発防止策との関係	新たな対策			
関連する広島再発防止策	—			

V OBに関する措置

NO. 20 業界団体等に対する当局退職者の採用の自粛の要請				
<p>【内 容】</p> <p>【スケジュール】</p>	<p>本事案に関わった団体等に対して、当分の間、当局退職者（当局及び当局管内署等の勤務経験を有する退職者）の採用について自粛を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">8月に要請</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">翌年6月に退職者の採用状況を本部へ報告</td> </tr> </table>		8月に要請	翌年6月に退職者の採用状況を本部へ報告
	8月に要請	翌年6月に退職者の採用状況を本部へ報告		
広島再発防止策との関係	新たな対策			
関連する広島再発防止策	—			

VI 監視・監査の強化

NO. 21 入札監視委員会の機能強化				
【内 容】	<p>1 従前の四半期ごとに落札率の高い工事を抽出して審議するのみならず、①落札率や一者応札の割合、②再度入札における一位不動状況、③1番札・2番札を入れた事業者とその入札額、④事業者別の受注額、⑤受注割合の推移等を把握し、特定の事業者が高い落札率で複数の工事を落札している場合や、再度入札で1位2位の事業者の順位が変わらない場合等、談合等の可能性が懸念される入札があった場合は、審議の対象となる事案として抽出する。</p> <p>2 上記1により、不正の疑いが見受けられる場合は、「公正入札等調査委員会」へ通知するとともに、入札談合防止に向けて方策を審議する。</p> <p>3 抽出事案に係る具体的な説明者は、従前の局の事業担当課長に加え、事業の契約当事者である署長等や必要に応じて当該事業者とし、現場での牽制機能の強化等を促進する。</p>			
【スケジュール】	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1～3</td> <td style="text-align: center;">8月に要領改正 第3四半期から実施</td> <td style="text-align: center;">本年第2四半期開催の入札監視委員会へ報告 定期的に状況を本部へ報告</td> </tr> </table>	1～3	8月に要領改正 第3四半期から実施	本年第2四半期開催の入札監視委員会へ報告 定期的に状況を本部へ報告
1～3	8月に要領改正 第3四半期から実施	本年第2四半期開催の入札監視委員会へ報告 定期的に状況を本部へ報告		
広島再発防止策との関係	入札監視委員会、監査等の機能強化の徹底			
関連する広島再発防止策	<NO.18>入札監視委員会等の機能強化、署の抜き打ち監査等の実施			

NO. 22 局監査等の運営等の見直し

- 【内 容】
- 1 局が行う監査において、予定価格や資格審査の決裁ルートや書類保管、入札情報の開示状況等の奈良所事案を受けて変更された手続（本部への報告時期、内容等を含む。）が、徹底されていることを確認する。
 - 2 毎年本行動計画の再発防止策から重点監査項目を選定し、各署等ごとに1年半に1回程度の頻度で確認する。
 - 3 コンプライアンス推進本部を原則として毎月開催し、各種取組の企画、進捗・定着状況の把握、問題点の検証、対策の改良等のPDCAサイクルの機能を担うことで、再発防止策の取組状況をチェックする。

【スケジュール】

1	再発防止策のスケジュールに基づき整備され次第、順次実施	監査を実施し、状況を本部へ報告
2	来年度から実施	定期的に監査を実施し、状況を本部へ報告
3	9月から実施	

広島再発防止策との関係

入札監視委員会、監査等の機能強化の徹底

関連する広島再発防止策

<NO.18>入札監視委員会等の機能強化、署の抜き打ち監査等の実施